

ニセコ町景観条例施行規則(平成16年規則第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○ニセコ町景観条例施行規則</p> <p>平成16年10月1日 規則第15号</p> <p>(指定事業場)</p> <p>第21条 条例第28条第3号の規定による指定事業場は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条に規定する施設)</p> <p>(2) 砂利採取場(砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条に規定する施設)</p> <p>(3) 岩石採取場(採石法(昭和25年法律第291号)第33条に規定する施設)</p> <p>(4) コンクリートプラント、アスファルトプラント等危険物の貯蔵又は処理に供する工作物(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する第1種特定工作物)</p> <p>(5) パチンコ店、ゲームセンター等の遊戯施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)(以下「風俗営業法」という。)第2条第1項第7号又は第8号に規定する営業を行なう施設)</p> <p>(6) もっぱら異性を同伴する客の宿泊施設(風俗営業法第2条第6項第4</p>	<p>○ニセコ町景観条例施行規則</p> <p>平成16年10月1日 規則第15号</p> <p>(指定事業場)</p> <p>第21条 条例第28条第3号の規定による指定事業場は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条に規定する施設)</p> <p>(2) 砂利採取場(砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条に規定する施設)</p> <p>(3) 岩石採取場(採石法(昭和25年法律第291号)第33条に規定する施設)</p> <p>(4) コンクリートプラント、アスファルトプラント等危険物の貯蔵又は処理に供する工作物(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する第1種特定工作物)</p> <p>(5) パチンコ店、ゲームセンター等の遊戯施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)(以下「風俗営業法」という。)第2条第1項第7号又は第8号に規定する営業を行なう施設)</p> <p>(6) もっぱら異性を同伴する客の宿泊施設(風俗営業法第2条第6項第4</p>

号に規定する営業を行なう施設)

- (7) ゴルフ練習場
- (8) ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド
- (9) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

- (10) その他町長が特に環境及び景観に影響があると認めるもの
(区画形質の変更)

第22条 条例第28条第4号の区画形質の変更とは、切土、盛土又は整地等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為で、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 切土をする行為であって、当該切土の高さが30センチメートルを超えるもの
- (2) 盛土をする行為であって、当該盛土の高さが30センチメートルを超えるもの
- (3) 切盛土をする行為であって、当該切盛土の合計の高さが30センチメートルを超えるもの

号に規定する営業を行なう施設)

- (7) ゴルフ練習場
- (8) ガソリンスタンド、自動車用液化石油ガススタンド
- (9) 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

再生可能エネルギー設備（太陽光発電・風力発電など）

- ・現時点では工作物として対象となっている。
- ・規模などについてどうしていくべきか

- (10) その他町長が特に環境及び景観に影響があると認めるもの
(区画形質の変更)

第22条 条例第28条第4号の区画形質の変更とは、切土、盛土又は整地等の造成工事により土地に対して物理力を行使する行為又は土地の利用状況を変更する行為で、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 切土をする行為であって、当該切土の高さが30センチメートルを超えるもの
- (2) 盛土をする行為であって、当該盛土の高さが30センチメートルを超えるもの
- (3) 切盛土をする行為であって、当該切盛土の合計の高さが30センチメートルを超えるもの
- (4) 土地利用の用途を変更する行為

(氏名の公表)

第31条 条例第38条第1項に規定する公表は、次の各号に掲げる事項を、ニセコ町公告式条例(昭和25年条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

- (1) 開発事業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 開発事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 開発事業の場所

(4) 勧告の内容

(氏名の公表)

第31条 条例第38条第1項に規定する公表は、次の各号に掲げる事項を、ニセコ町公告式条例(昭和25年条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することその他広く周知を図ることができる方法により行うものとする。

- (1) 開発事業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 開発事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 開発事業の場所
- (4) 開発事業の計画・設計・施工等に関連した事業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (5) 開発事業の計画・設計・施工等に関連した事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (6) 勧告の内容